

「リース取引に関する会計基準(案)」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」コメント

(貸手側)

13. 貸手は、リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、所有権移転ファイナンス・リース取引についてはリース債権として、所有権移転外ファイナンス・リース取引についてはリース投資資産として計上する。

国際会計基準 (IAS) 17号では、36項でファイナンス・リースの貸手の原則的処理が規定され、貸借対照表に純投資 (net investment) を計上するとあり、42項で製造業または販売業については売買損益を認識するとあります。

つまり、製造業または販売業のファイナンス・リースの連結子会社を通じて第三者に実質販売する場合は、売買取引として売買損益として会計処理し、金融会社としてのリース会社の会計は純投資として利息法による収益の認識をするというものです。

日本の13項の規定は、IAS17号の二つの処理を混合して規定しており国際基準とは似ても似つかないものとなっている。せつかく、改正するのであれば、国際会計基準と一致したものにすべきです。

(借手側)

16. リース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできる。

法的に所有権を有しないリース資産は、所有権を有する有形固定資産または無形固定資産の属する各科目に含めるべきではありません、含めるのであれば、リースしている旨の注記を要するようにすべきです。

なぜならば、有形固定資産または無形固定資産の属する各科目は、“会社の所有に帰す資産”を主張 (Assertion) しているものとされるからで、所有権のないリース資産を明示する必要があります。

いずれにしても、四半期報告書が開始され完成度の高い会計基準が求められるようになります。リース会計くらい国際会計基準に一致したものにしておくべきです。さもなくば、なぜ相違するのか日本の基準の正当性を判りやすく説明しておくべきです。また、70ページにも及ぶ適用指針が必要でしょうか。国際会計基準のように一つに纏め、財務諸表作成者及び監査人等の関係者に理解しやすくすべきです。

公認会計士 横山明